

大桑村地域福祉計画 大桑村地域福祉活動計画

～健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくりをめざして～



大桑村
大桑村社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉の目指す姿 ～地域共生社会の実現に向けて～	1
2 地域福祉の役割分担	1
3 計画策定の趣旨	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	5
第2章 大桑村の地域福祉を取り巻く現状と課題	6
1 人口・世帯の動向	6
2 高齢者世帯の状況	7
3 障がい者の状況	8
4 生活保護受給世帯の状況	9
5 児童扶養手当受給者の状況	9
6 住民アンケート調査結果（第6次大桑村総合計画より）	10
7 ワークショップにおける聞き取り調査結果	18
8 前期計画の評価と課題	20
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 計画の体系	29
第4章 目標達成に向けた取り組みの推進	30
基本目標1 一人ひとりを支える地域づくり	30
1 地域福祉に関する指針の見直し	30
2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり	31
3 様々な福祉課題への取り組み	39
基本目標2 とともに支え合う地域づくり	42
1 福祉を支える担い手の育成	42
2 支え合う地域づくり	44
基本目標3 バリアフリーの地域づくり	49
1 バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進	49
第5章 計画の推進体制	53
1 計画の普及・啓発	53
2 計画の推進及び評価・進行管理	53
3 協働による計画の推進	53
4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連	55
資料編	57
1 計画策定経過	57
2 大桑村地域福祉計画検討委員	58
3 大桑村地域福祉計画検討委員会設置要綱	60

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉の目指す姿 ～地域共生社会の実現に向けて～

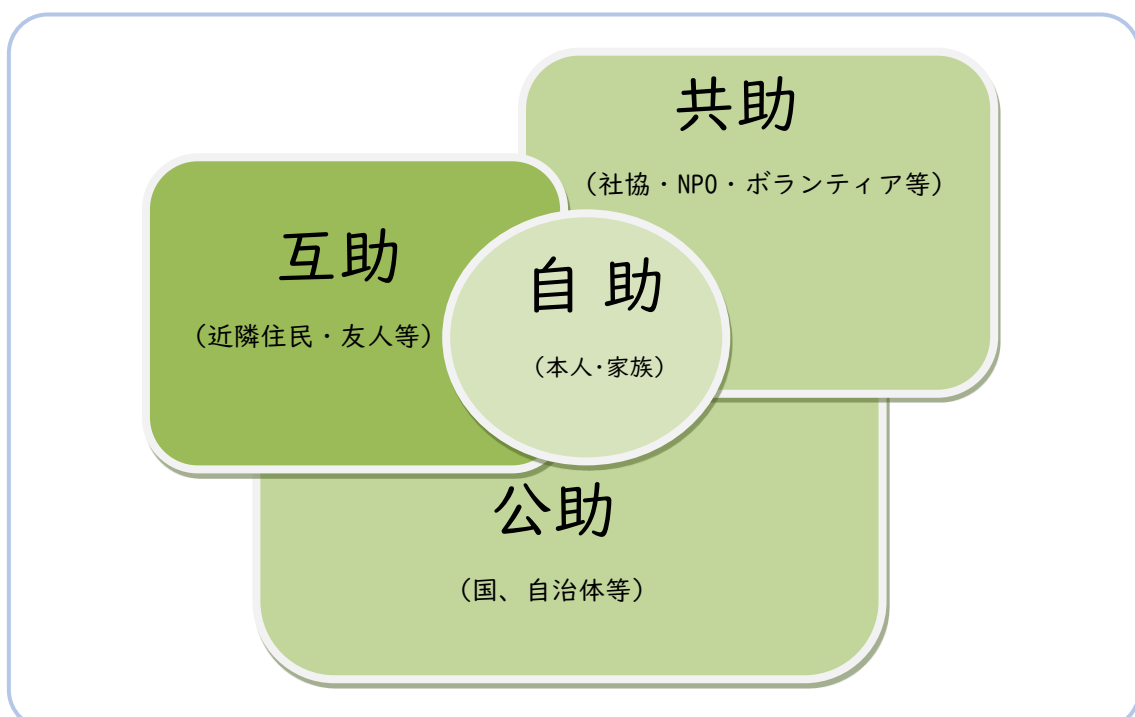
地域福祉とは、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく、安心して自立した生活を送ることができる地域社会を築いていくために、法律や制度による福祉サービスだけでなく、行政や事業者、地域住民のつながりを深め、お互いに、支え合う仕組みを構築していくことです。

この地域福祉を推進し、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や関係団体、企業など地域の多様な主体が地域づくりに参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

2 地域福祉の役割分担

地域福祉を推進するためには、住民、ボランティア、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる必要があります。そのための視点として「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方があります。

この中の「互助」は、従来から地域においてごく自然に行われていた隣近所による助け合いです。近年、地域における人のつながりの希薄化が指摘されていますが、一人ひとりが地域の一員として周りのことを気かけながら「互助」の活動を高めていくこともこれからの地域福祉に求められています。



自助	本人や家族でできることは自ら行うことです。無理をせず必要な時には、周りに支援を求めることが大切です。
互助	近隣住民や友人等、身近な人間関係の中で、自発的に支え合うことです。
共助	制度的な裏付けのもとに相互に支え合うことです。社協やNPO、ボランティアなどによる活動が含まれます。
公助	行政機関等が提供する公的な福祉サービスのことです。

3 計画策定の趣旨

本村では令和6年3月に第6次大桑村総合計画の前期基本計画を策定し、基本目標の1つとして「健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり」を掲げました。

本計画はこの基本目標の実現を目指し、住民、地域、ボランティア団体、福祉事業者、NPO、社会福祉協議会、行政が協働し、どのような取り組みを行っていくかの方向を示すための計画です。

本計画では各主体の役割を住民、地域、社会福祉協議会、村に分類して記載することで、住民や関係機関などの幅広い参加を得ながら、課題解決に向けて実効性のある計画推進を目指していきます。



4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく、地域福祉に関する理念と、取り組み方針を規定するとともに、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

また、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づく、「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

(2) 福祉に係る分野別の国の動向

高齢者福祉・介護保険	令和6年度からはじまった第9期介護保険事業計画では、中長期的な視点からの地域包括ケアシステムの深化や地域共生社会の実現と持続可能な介護保険制度の推進が求められています。
障がい者制度	改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化（以前は努力義務）されました。
自殺対策	令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化や女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の推進・強化を掲げています。
成年後見制度	令和元年6月の法律改正では、成年後見制度を利用している人の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めました。
子ども分野	子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え（こどもまんなか社会）、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な計画策定

「大桑村地域福祉活動計画」は、大桑村地域福祉計画で策定した目標を実現するため、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を、社会福祉協議会が中心となって定める民間の活動・行動計画です。

本計画ではより一層の連携を図るため、大桑村地域福祉計画と大桑村地域福祉活動計画の二つの計画を一体化して策定します。

【イメージ図】

第6次大桑村総合計画

(将来像) ここに住みたい ここで暮らしたい ここで育てたい 大桑村

<前期基本計画・基本目標1> 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり
 ○地域福祉分野
 (1) 保健・健康づくり・医療 (3) 高齢者施策
 (2) 子育て支援 (4) 障がい福祉施策

<前期基本計画・基本目標6> 連携と協働で築く自立のむらづくり
 ○協働のむらづくり

基本目標の実現を目指す

大桑村地域福祉計画・大桑村地域福祉活動計画

地域福祉計画に関連する個別計画

大桑村高齢者保健福祉計画

老人福祉法に基づき、高齢者福祉の充実を図るために取り組む施策について定める。

大桑村障がい者計画 大桑村障がい福祉計画

障害者基本法、障害者総合支援法に基づき、障がい者に関わる施策やサービス量の確保について定める。

大桑村健康増進栄養計画 大桑村母子保健計画 (大桑村食育推進計画)

健康増進法、母子保健法、食育基本法に基づき、住民が生涯を通じて質の高い生活が送れるように、健康寿命の延伸、心の健康等の目指すべき方向や施策について定める。

大桑村自殺対策計画

自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策について定める。

大桑村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について定める。

木曽広域連合 第9期介護保険事業計画

5 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、関係する計画の期間は次のとおりです。なお、社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

【本計画の期間】

	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度～	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
本計画					
		必要に応じて見直し			

【関係する計画の期間】

○ 大桑村高齢者保健福祉計画	令和6年度～令和8年度（3年間）
○ 大桑村障がい者計画	令和7年度～令和11年度（5年間）
○ 第6期大桑村障がい福祉計画	令和6年度～令和8年度（3年間）
○ 大桑村健康増進栄養計画・大桑村母子保健計画 （大桑村食育推進計画）	令和7年度～令和11年度（5年間）
○ 大桑村自殺対策計画	令和6年度～令和10年度（5年間）
○ 大桑村子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度（5年間）

※本計画においての「障害」の表記について

- 「障害」という用語が人を示す場合は、原則として「障がい」と表記します。
- 法令や用語を用いる場合、機関・団体等の固有名詞を用いる場合は「障害」とします。

第2章 大桑村の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の動向

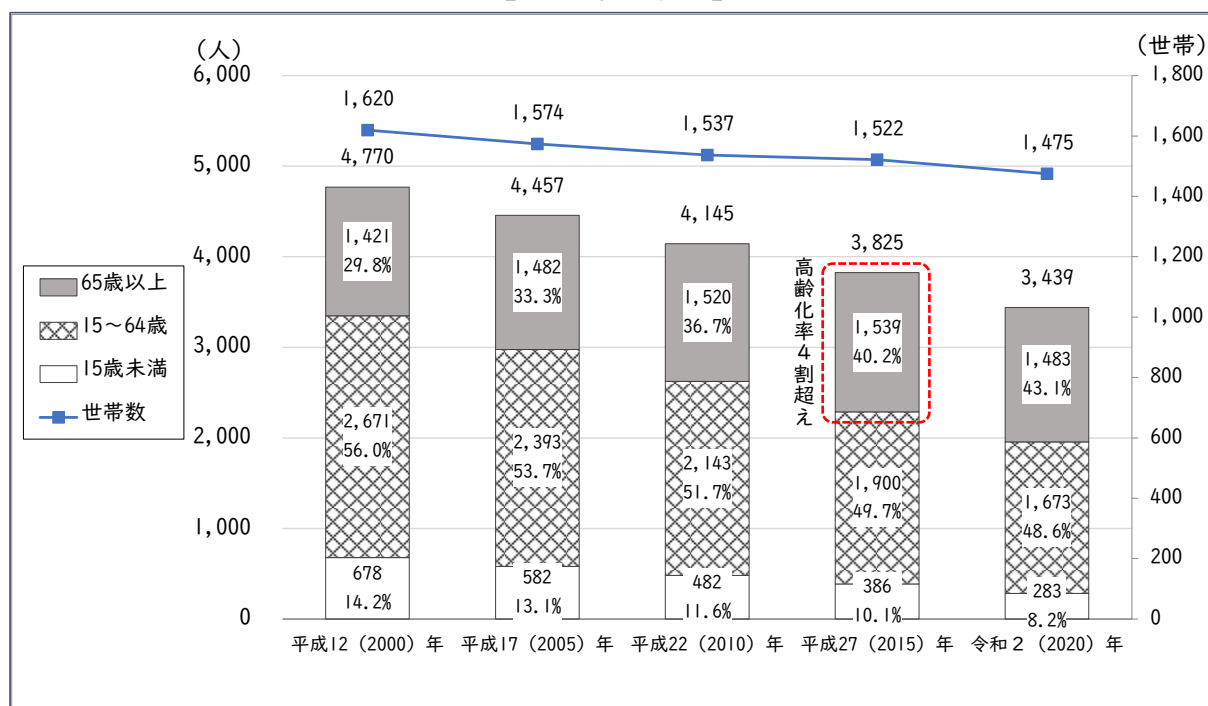
本村の総人口は、令和2年の国勢調査では3,439人となっており、減少傾向で推移しています。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は283人（8.2%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は1,673人（48.6%）、65歳以上の老年人口は1,483人（43.1%）となっています。

世帯数については令和2年は1,475世帯となっており、総人口と同様に減少傾向が続いています。

国及び県と年齢構成比率を比較すると、年少人口比率、生産年齢人口比率は国平均や県平均を下回る一方で、老年人口比率は、国平均や県平均を大きく上回り、住民の4割以上が65歳以上となるなど、少子高齢化が進んでいます。

【人口等の推移】



資料：国勢調査

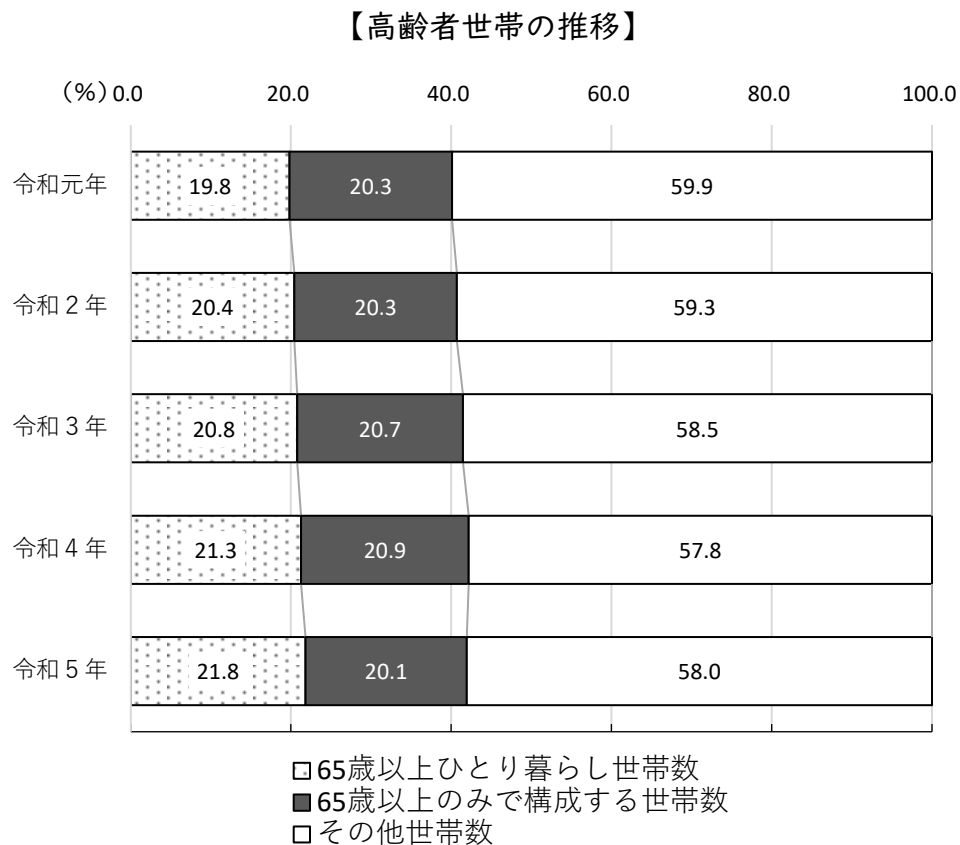
【国・県との年齢構成比率の比較（令和2（2020）年）】

	大桑村	長野県	国
年少人口（15歳未満）	8.2%	12.0%	11.9%
生産年齢人口（15～64歳）	48.6%	56.1%	59.5%
老年人口（65歳以上）	43.1%	32.0%	28.6%

※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため合計が100%を上下する場合があります。

2 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況をみると、令和5年では、65歳以上ひとり暮らし世帯数と、65歳以上のみで構成された世帯数を合わせた割合が41.9%と全体の4割を超える世帯が高齢者世帯となっています。



(世帯)

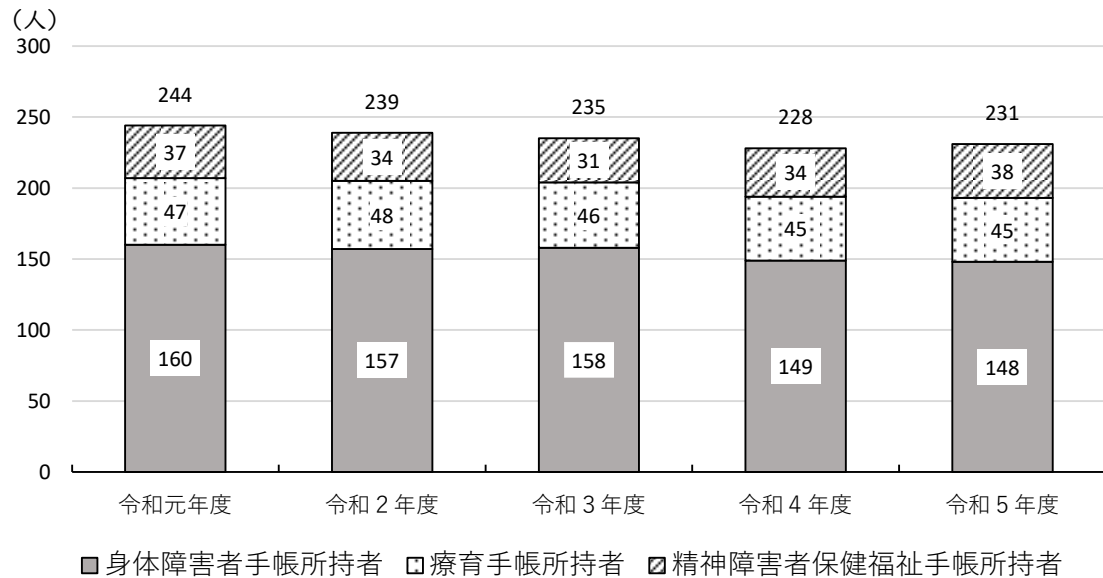
	65歳以上 一人暮らし世帯数	65歳以上のみで 構成する世帯数	その他世帯数	全世帯数
令和元年	309	316	933	1,558
令和2年	316	314	917	1,547
令和3年	318	316	895	1,529
令和4年	320	315	870	1,505
令和5年	327	302	870	1,499

資料：福祉健康課（各年10月1日時点）

3 障がい者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、全体では減少傾向で推移していますが、精神障害者保健福祉手帳所持者はやや増加傾向となっています。

【障害者手帳所持者の推移】

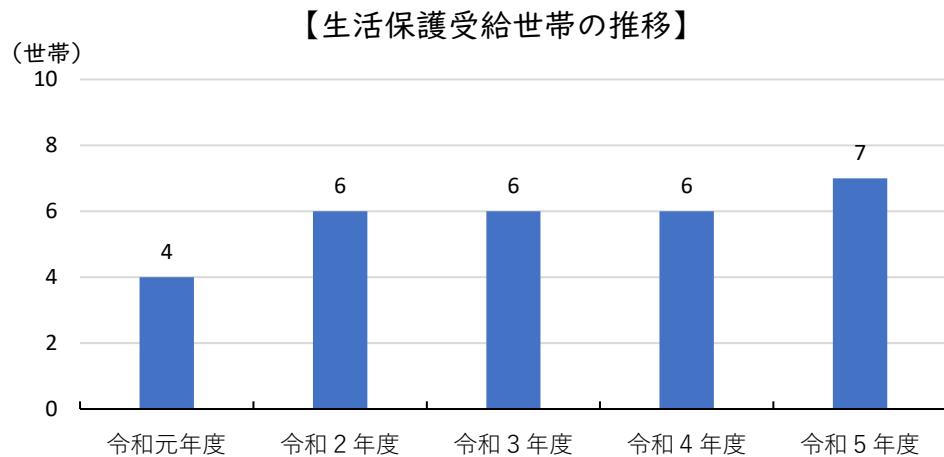


	(人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者	160	157	158	149	148
療育手帳所持者	47	48	46	45	45
精神障害者保健福祉手帳所持者	37	34	31	34	38
合計	244	239	235	228	231

資料：福祉健康課

4 生活保護受給世帯の状況

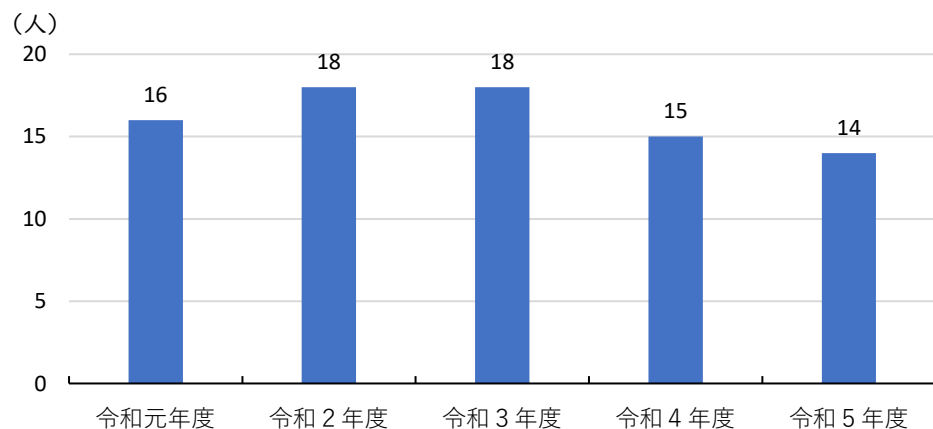
生活保護受給世帯の推移をみると、増加傾向で推移しており、令和5年度では7世帯となっています。



資料：福祉健康課

5 児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和5年度では14人となっています。



資料：福祉健康課

6 住民アンケート調査結果（第6次大桑村総合計画より）

第6次大桑村総合計画前期基本計画（令和6年度～令和10年度）策定のために実施したアンケート調査のうち、福祉分野に関する項目を取り上げて、本計画の参考とします。

（1）調査対象及び回収結果

項目	内容
調査対象	16歳以上の住民
配布数	1,650
調査時期	令和4年12月
有効回収数	637
有効回収率	38.6%

（2）福祉分野に関するアンケート調査結果

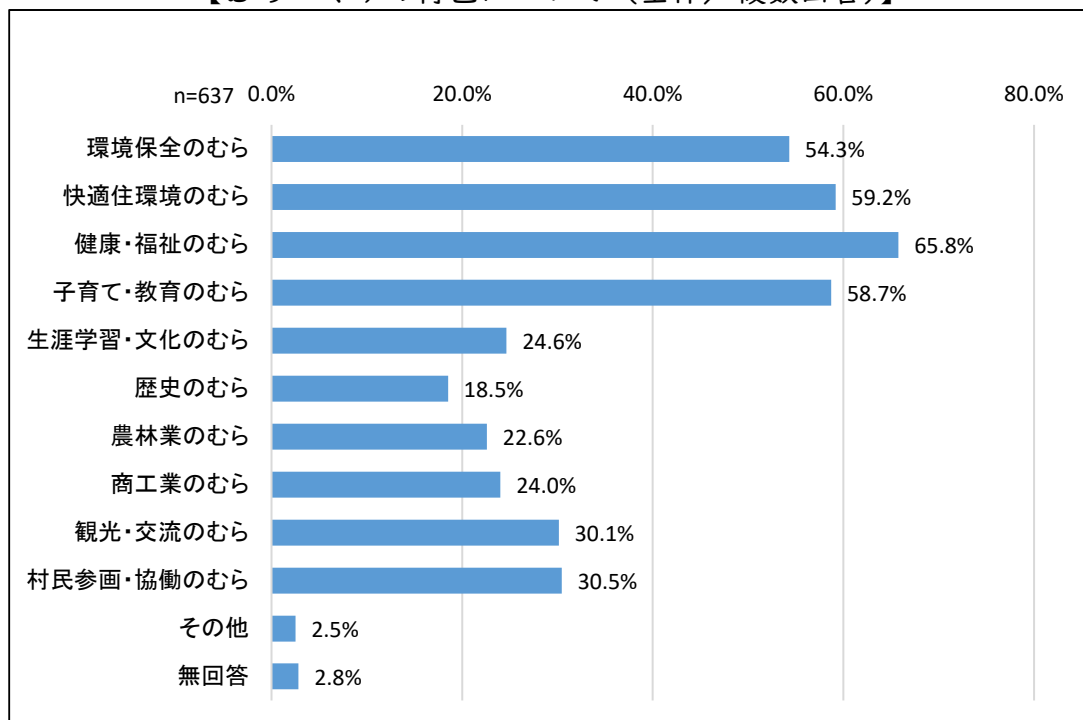
① 今後のむらづくりの特色について

問 あなたは、今後のむらづくりにおいて、大桑村をどのような特色のあるむらにすべきだと思いますか。【複数回答】



- 「健康・福祉のむら」が第1位にあげられ、住民の健康・福祉へのニーズは高い。

【むらづくりの特色について（全体／複数回答）】



【むらづくりの特色について（全体・性別・年齢・居住地域－上位第3位／複数回答）】

		第1位	第2位	第3位
全体		健康・福祉のむら 65.8%	快適住環境のむら 59.2%	子育て・教育のむら 58.7%
性別	男性	健康・福祉のむら 61.4%	快適住環境のむら 58.0%	子育て・教育のむら 55.3%
	女性	健康・福祉のむら 69.6%	子育て・教育のむら 61.7%	快適住環境のむら 60.5%
年齢	10代	環境保全のむら 64.5%	子育て・教育のむら 61.3%	健康・福祉のむら 54.8%
	20代	子育て・教育のむら 61.9%	快適住環境のむら 57.1%	健康・福祉のむら 54.8%
	30代	子育て・教育のむら 76.1%	快適住環境のむら 63.4%	健康・福祉のむら 62.0%
	40代	子育て・教育のむら 67.4%	快適住環境のむら 59.3%	健康・福祉のむら 58.1%
	50代	健康・福祉のむら 70.1%	環境保全のむら/快適住環境のむら 57.8%	子育て・教育のむら 57.1%
	60代	健康・福祉のむら 68.2%	快適住環境のむら 63.6%	環境保全のむら 52.3%
	70歳以上	健康・福祉のむら 75.3%	環境保全のむら 61.6%	子育て・教育のむら/村民参画・協働のむら 58.9%
居住地域	殿	健康・福祉のむら 64.5%	環境保全のむら 60.5%	快適住環境のむら 56.6%
	須原	健康・福祉のむら 67.5%	快適住環境のむら 65.8%	子育て・教育のむら 59.6%
	長野	子育て・教育のむら 68.7%	健康・福祉のむら 66.5%	快適住環境のむら 63.1%
	野尻	健康・福祉のむら 65.4%	環境保全のむら 57.0%	快適住環境のむら 55.1%

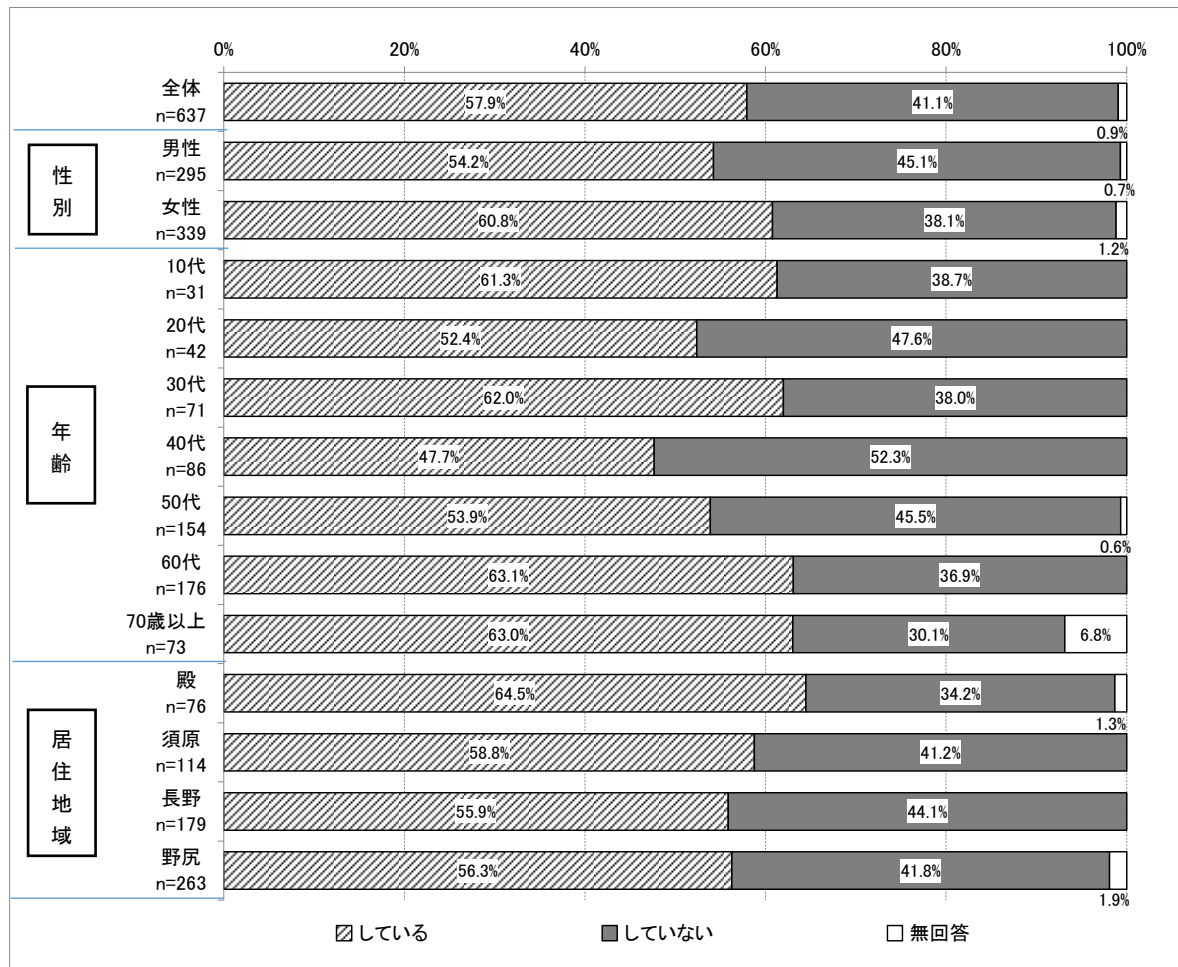
② 健康増進のための取り組みについて

問 あなたは、日頃、健康増進のための取り組み（食生活の改善や運動など）をしていますか。



●健康増進のための取り組みをしている人は 57.9%。

【健康増進のための取り組みについて（全体・性別・年齢・居住地域）】



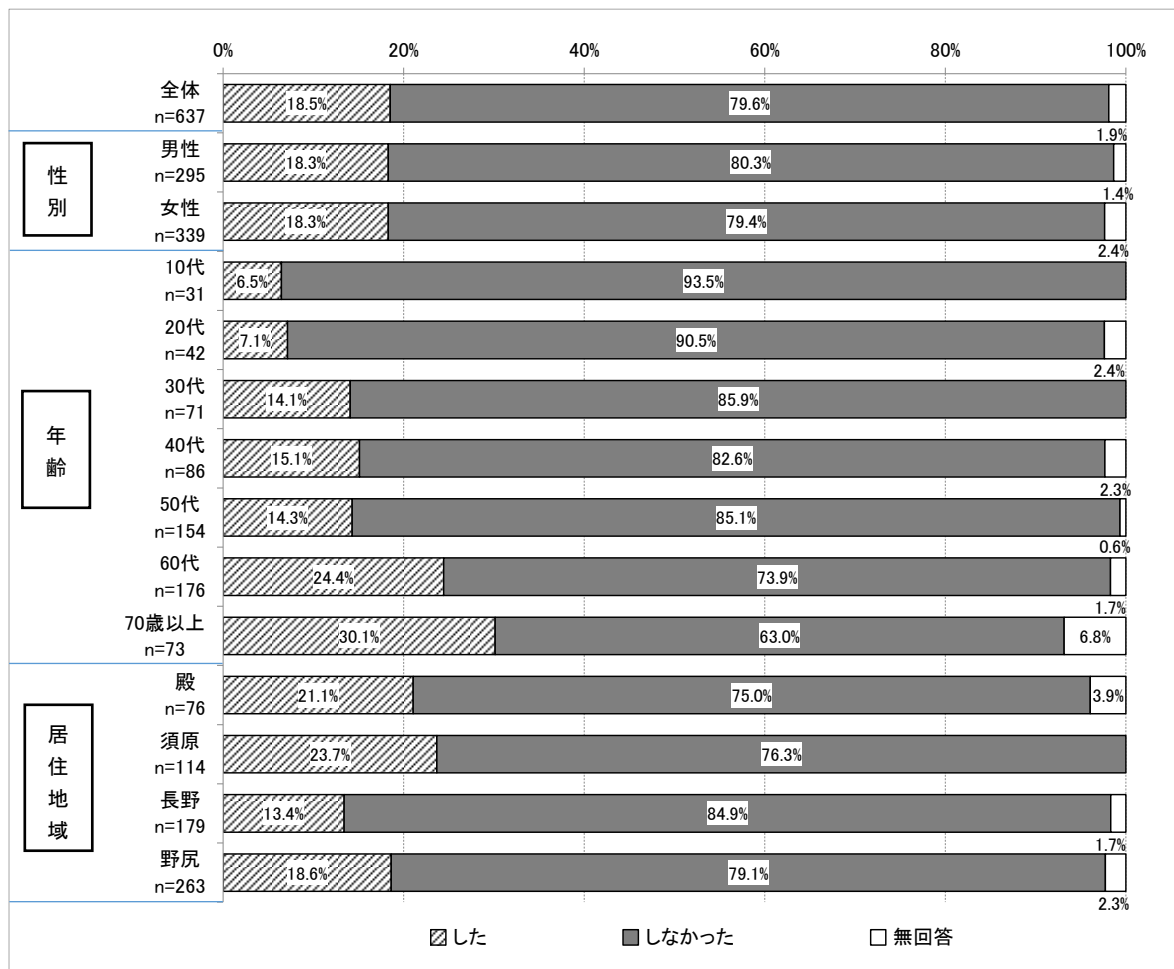
③ 地域福祉活動への参加について

問 あなたは、この1年間に、身近な地域での見守り、支え合いなど、地域福祉活動に参加しましたか。



●地域福祉活動に参加している人は18.5%。

【地域福祉活動への参加（全体・性別・年齢・居住地域）】

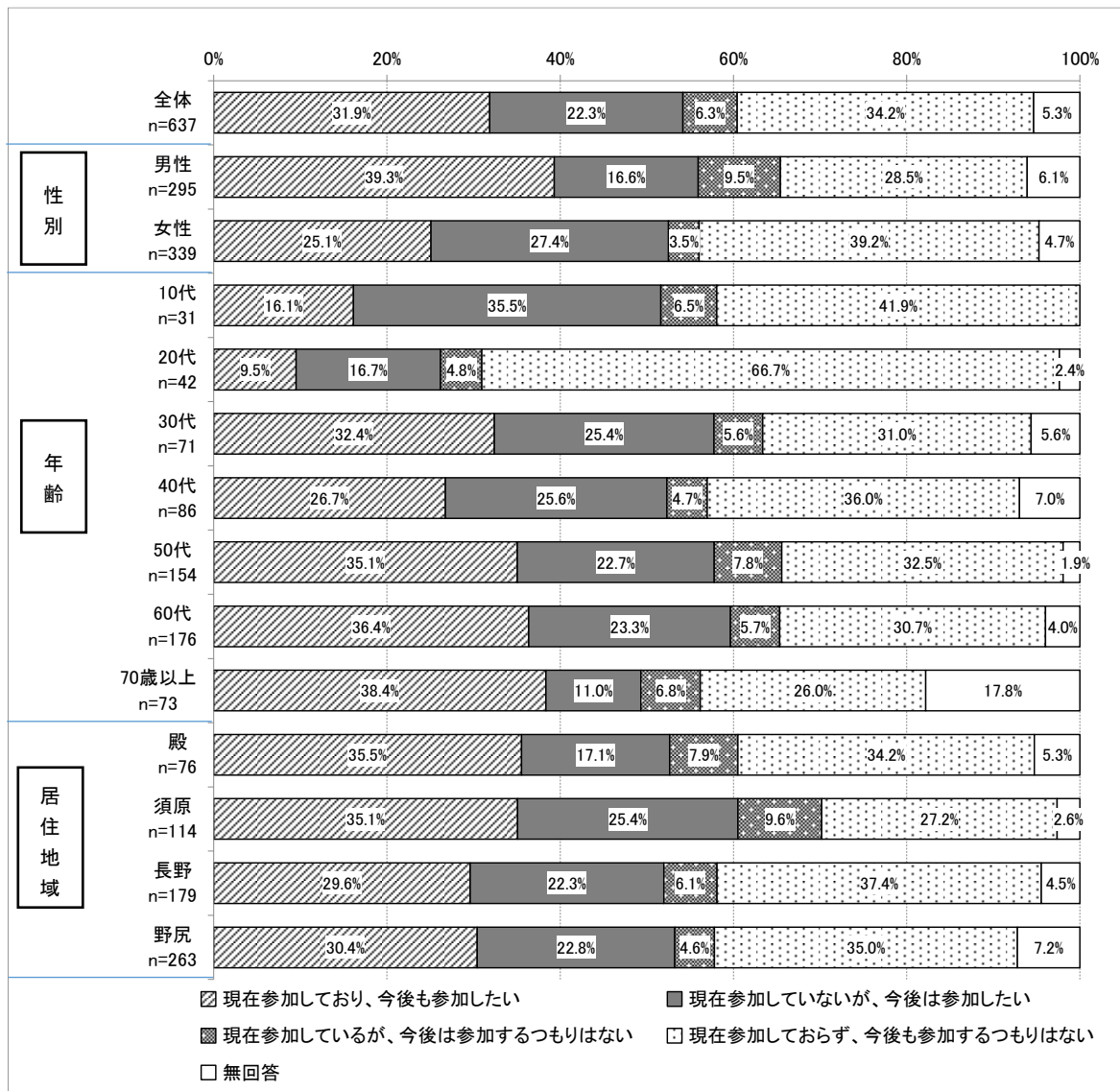


④ コミュニティ活動等への参加状況・参加意向について

問 あなたの現在のコミュニティ活動・ボランティア活動への参加状況と、今後の参加意向についておたずねします。

- 現在“参加している”人が38.2%、“参加していない”人が56.5%。
- 今後“参加したい”人が54.2%、“参加したくない”人が40.5%。

【コミュニティ活動等への参加状況・参加意向について（全体・性別・年齢・居住地域）】



※ “参加している”人（「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」の合計）

※ “参加していない”人（「現在参加していないが、今後は参加したい」と「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の合計）

※ “参加したい”人（「現在参加しており、今後も参加したい」と「現在参加していないが、今後は参加したい」の合計）

※ “参加したくない”人（「現在参加しているが、今後は参加するつもりはない」と「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の合計）

⑤ 今後参加したい活動について

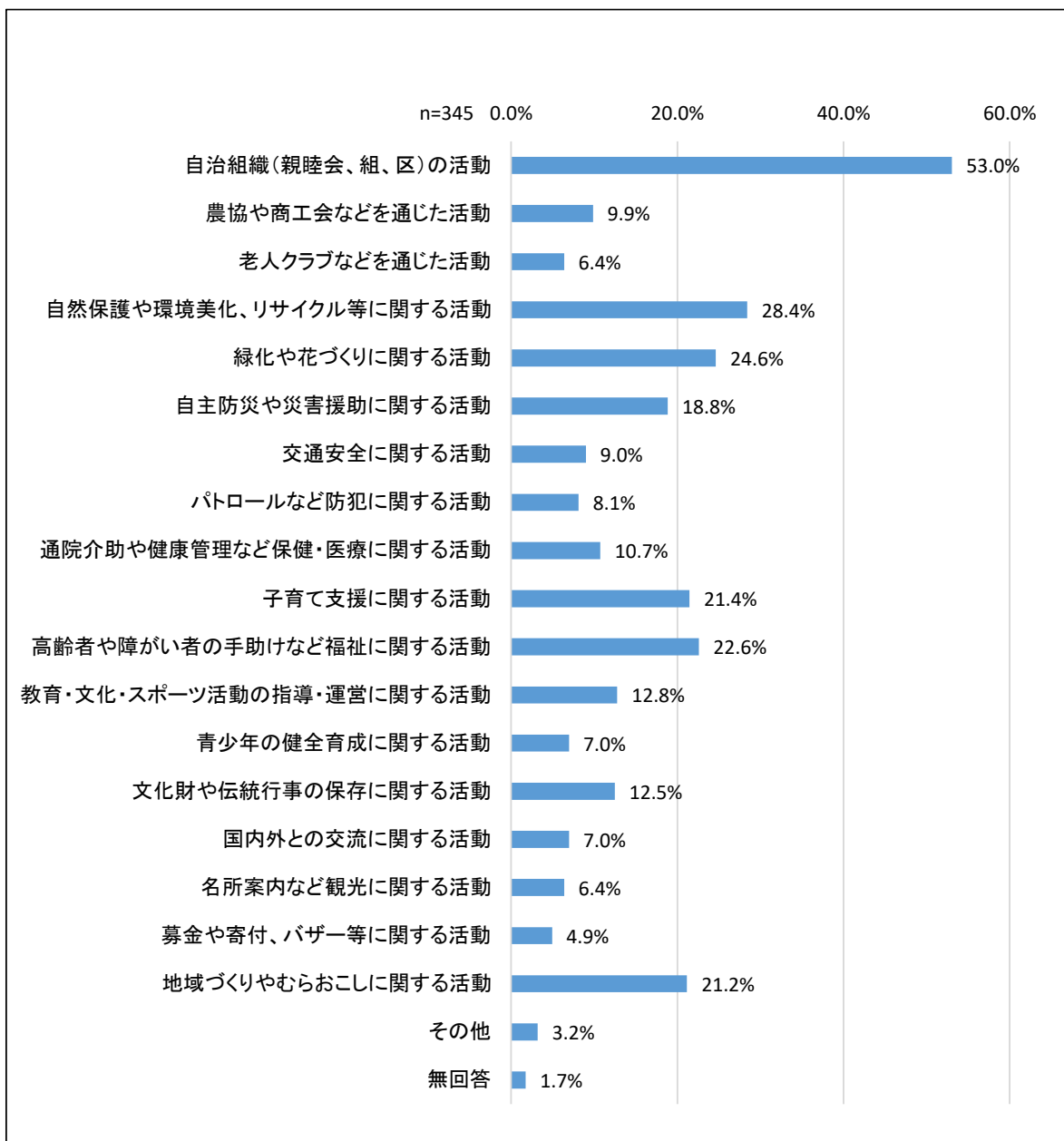
(前問において“参加したい”と回答した人のみ)

問 あなたは、今後（今後とも）どのようなコミュニティ活動・ボランティア活動に参加したいと思いますか。【複数回答】



- 「自治組織の活動」が第1位に挙げられ、次いで「自然保護や環境美化、リサイクル等に関する活動」、「緑化や花づくりに関する活動」、「高齢者や障がい者の手助けなど福祉に関する活動」、「子育て支援に関する活動」の順。

【今後参加したい活動について（全体／複数回答）】



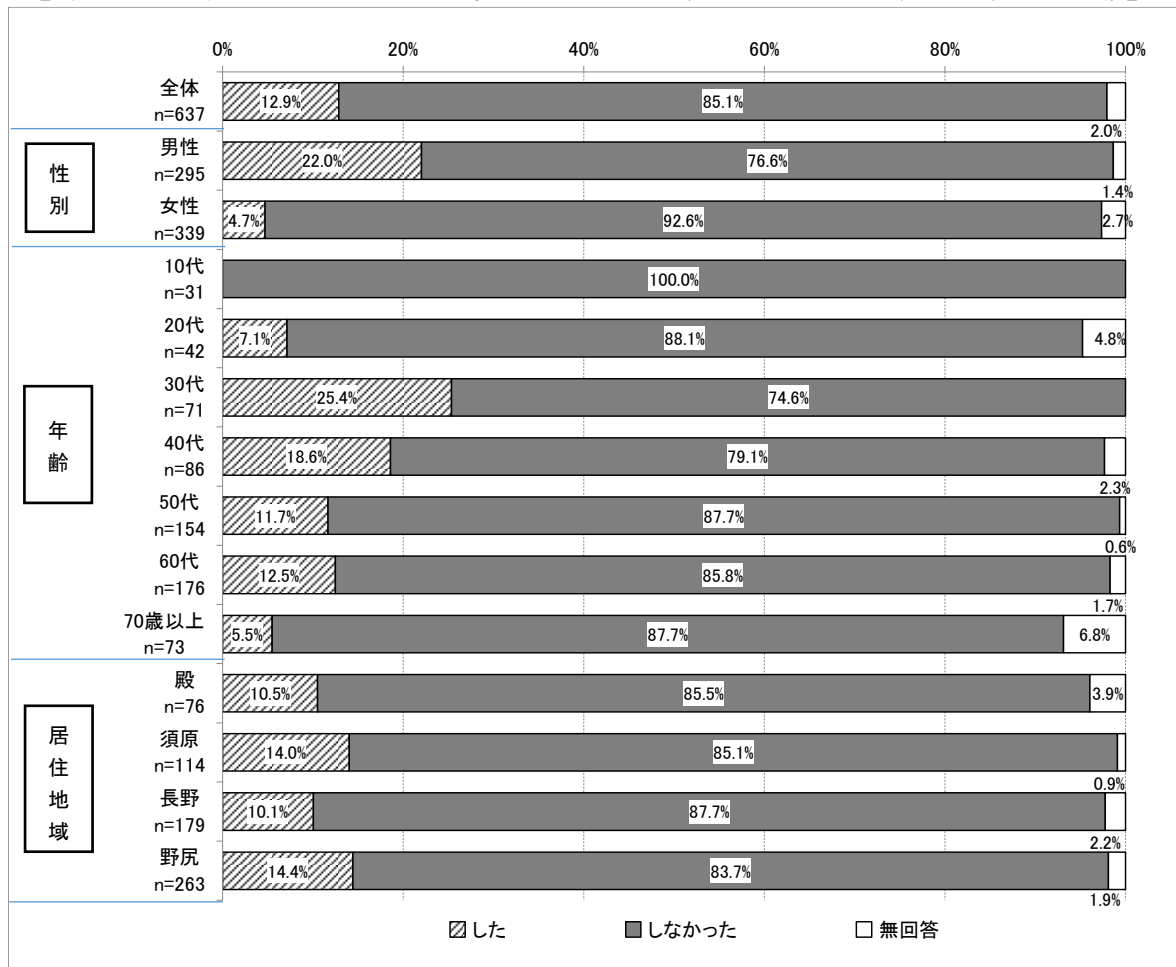
⑥ 身近な地域での防犯活動への参加について

問 あなたは、この1年間に、身近な地域での防犯活動・パトロール活動に参加しましたか。



●防犯活動・パトロール活動に参加している人は12.9%。

【身近な地域での防犯活動への参加について（全体・性別・年齢・居住地域）】



⑦ 行政に望むことやむらづくりに関する提案

問「現在、もしくは将来に向けて村の行政に望むことや、むらづくりに関するご提案」にてあげられた意見のうち、福祉分野に関するものをまとめました。

・保健サービス関係
介護支援・介護認定など、もっと早く対応してほしい。認定員ひとりの判断ではなく、偏った認定をなくしてほしい。
・医療関係
健康増進のため、村内にジムを建設することを希望する。
村の健康診断は良いことと思い、利用したいと思うが、何回かに分けてすることが多く、大変。
・高齢者関係
高齢化が進んでいく中で、年をとっても、安心して暮らせる（公共の乗り物、商業施設、サポート）村にして頂きたい。
高齢者でバスの乗り降りが難しい場合にどうしても、病院に行くのにタクシーになってしまい、お金が病院代より高額になってしまう。
・子育て関係
若年人口の減少が著しいと思う。このまま減少が進むと、村の存続が難しくなると思う。子どもの出生に500～1,000万の給付金を配るくらいしてもよいと思う。
保育園等での事故や虐待のニュースが続いている。子どもの安全に努めてほしい。特に、外部の監査は形式的なものでなく、立入監査を含めた、定期的な品質向上を求める。
子育て中は健診などの機会を教えて頂くことができ、情報を得るきっかけがあるが、妊娠中はそういった機会が少なく、後から知ることもあった。情報をどう得るのか、せっかくの村の取組を知ることができる嬉しい。
・コミュニティ関係
村の職員への要望。もう少し、ボランティア的な事に参加してほしい。
このコロナ禍においてデジタル化することは、人と接することが少なくいろんな手続きができることはいい事なのかもしれないが、独居の方が人との関わりが少なくなり、高齢者が慣れない手続きの仕方だとまどってしまうという事が多々あり、何もかもデジタル化する事については不安。

7 ワークショップにおける聞き取り調査結果

本計画の策定にあたり、住民の皆様の様々な考えや意見を取り入れ、今後の地域福祉の姿を定めていくため、下記のとおりワークショップを開催しました。

(1) 調査概要

項目	内容
調査時期	令和6年11月28日
場所	大桑村役場 特別会議室
参加人数	32人

(2) ワークショップで出た意見

①村の良いところ、好きなどころ
○地域の人々のつながりが強い。 ○近所の助け合いがある。 ○重要文化財・郷土芸能・お祭りがある。 ○地域の行事に人が集まる。 ○子どもたちが元気なあいさつができています。 ○子どもの医療費がかからない。 ○赤ちゃんを産み育てる人全てに手を届かせることができています。 ○高齢者が元気。 ○温和な人が多い。 ○自然が豊かで美しい。 ○乗り合いタクシーがある。 ○障がい者雇用に理解がある企業・事業所が多い。

②今の生活で感じている困りごと

- 山や竹やぶの管理。
- サルやイノシシ等の鳥獣被害。
- 空き家の増加。
- 高齢者の買い物や通院など自動車がない人の移動手段。
- 近所の雪かき。
- 電車の本数が少なく、時間がかかる。
- 国道へ出る際の道路の危険箇所。
- 日曜など外出する際、移動手段（バス・タクシー）がない。子どもの部活動等の移動手段もない。
- 歩いて買い物に行けるお店が少ない。
- 困りごとの相談場所がわからない。
- 農林業や家、墓の維持など後継者がいない。
- 地区の役員のなり手がいない。
- 少子化により、クラブ活動等ができなくなる。

③住民同士で協力して解決できそうなこと

- 雪かき協力隊の結成やゴミ出しなどの手伝い。
- 地域で活動している団体に声をかけて、困りごとの解決につなげる。
- 災害時の声かけ。
- 「いざ」という時のため、動けない人を把握しておく。普段からの安否確認や声かけ。
- 近隣の人とのあいさつで近況を確認。
- 村道などの草刈り。月1回の村内の掃除。
- 農産物の加工等を通して交流し、豊かな食文化をつくる。
- 村全体での文化祭や歌の発表会などあれば良い。
- 買い物や通院などの際、自分の車で一緒に出かける。（ボランティア、コーディネーター）
- 地区のお花見や新年会の復活（地域交流）。
- 誰でも参加できる子ども食堂。
- 登下校時の子どもの見守りや地域での子どもの預かり。

8 前期計画の評価と課題

(1) 評価について

本評価は、本計画策定の基礎資料とするために、前期計画である「大桑村地域福祉計画・大桑村地域福祉活動計画」の3つの基本目標に位置づけられている施策の達成度について、評価基準日を令和6年3月31日（令和5年度終了時）として、担当課の職員が自己評価を行ったものです。

【3つの基本目標】

- 基本目標1 一人ひとりを支える地域づくり
- 基本目標2 とともに支え合う地域づくり
- 基本目標3 バリアフリーの地域づくり

【評価基準】

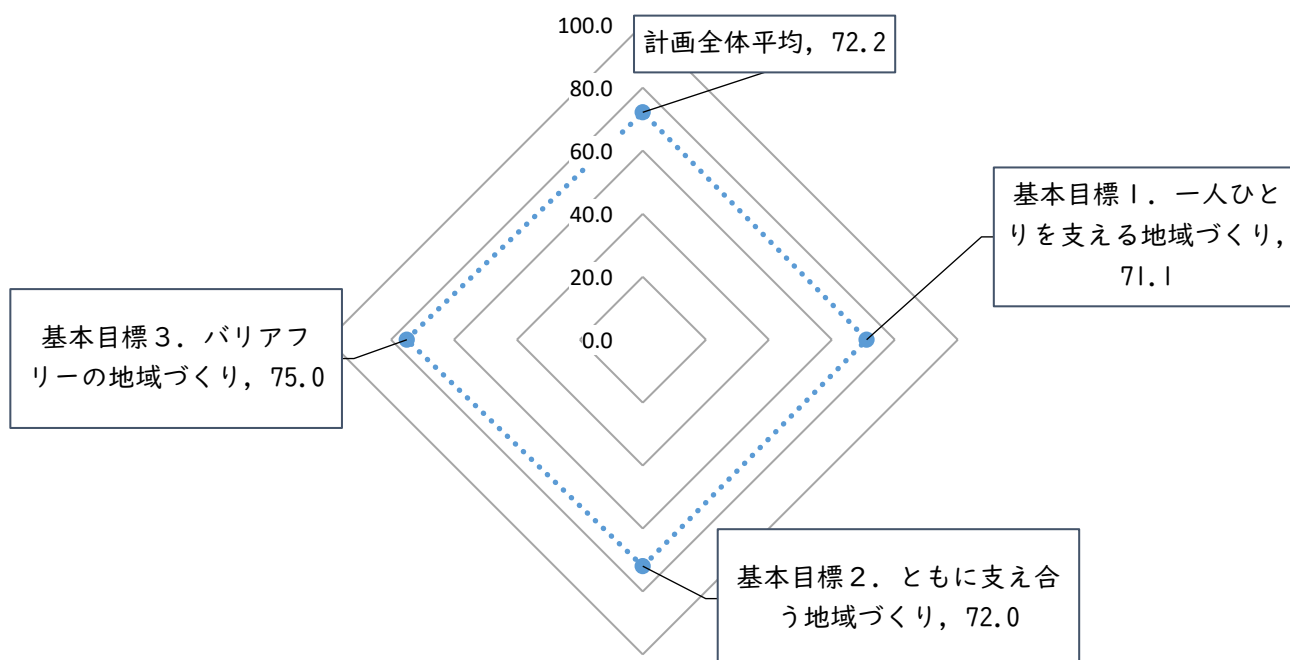
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

（２）基本目標ごとの評価結果

各目標の施策ごとに採点（Ａ：100点、Ｂ：80点、Ｃ：60点、Ｄ：40点、Ｅ：20点に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は72.2点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標１．一人ひとりを支える地域づくり」が71.1点、「基本目標２．ともに支え合う地域づくり」が72.0点、「基本目標３．バリアフリーの地域づくり」が75.0点となっています。

【基本目標ごとの評価点】



(3) 基本目標ごとの主な課題と今後必要な取組

基本目標1. 一人ひとりを支える地域づくり

1 地域福祉に関する指針の見直し
(1) 各個別計画の策定と推進
○村の各種計画に対する住民の関心は、各種計画のパブリックコメントの数からみても薄いことが分かります。さらなる周知が必要です。
○各個別計画策定においては、福祉を取り巻く情勢の変化が早いことから、関係団体の連携を密にしていく必要があります。
○住民からの意見を聞くため、オンライン等の方法も検討します。
2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり
(1) 必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりの推進
○近年の住民が抱える課題は、介護保険制度、障害者支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題があり、様々な機関が連携して包括的に支援していくことが重要です。
○保健・医療・福祉の3分野に加えて、雇用や住居など様々な分野と連携をとることにより、利用者にとって最善なサービスの提供や支援ができる環境の整備が必要です。
(2) 健康づくりや福祉情報の提供
○村では様々な健康づくり活動や福祉サービスを実施しています。しかし、情報の周知が不十分なことにより、サービスが活用されていない場合があります。
○一人ひとりに情報を着実に届けるため、オンラインを含め様々な媒体を活用した情報の発信が求められています。
(3) 相談体制の充実
○公的サービスを中心に多様なサービスが提供されているなかで、利用者が安心して福祉サービスの利用ができ、求めている福祉サービスが適切に提供されるよう体制を整えることが求められています。
○電話やオンライン等での相談事業を検討する必要があります。

(4) 利用者の権利擁護と苦情解決 ○身の周りに頼れる人がいないなどの環境の中では、一人や家族だけで悩みを抱えている場合があります。虐待を未然に防ぐ体制をつくるためにも、関係機関との連携・情報共有が必要です。 ○認知症や障がいなどにより判断力や自己決定能力が低下し、日常生活に不安を抱える人が増えています。そのような人たちが安心して生活を継続できるよう、日常生活の相談支援や財産管理等の需要が高まると考えられます。 ○成年後見制度の中核機関が木曽広域連合に設置されました。中核機関と連携し、制度の適切な利用を進める必要があります。
(5) 福祉課題を解決するネットワークづくり ○人口減少、高齢化が急速に進む中、福祉課題は今後も増加すると考えられます。地域ケア会議等関係機関が集まり、意見やアイデアを出し合い、解決方法を見つけ出す体制を整えることが必要です。 ○福祉課題を解決していくためには、福祉に関わる人だけでなく、地域の住民が課題を共有し、解決に向け協働して行動できる仕組みづくりの重要性が高まっています。 ○村内には多種多様な地縁組織が活動しているため、地域の特性を生かしたネットワークづくりの推進が求められています。

3 新たな福祉課題への取り組み
(1) 若者・子育て世代への支援 ○若者や子育て世代が地域で活躍できる村を目指して、関係機関や民間団体との連携や、子どもや高齢者を含めた世代間交流の場づくりが求められています。 ○悩みを抱える若者や子育て世代の人が相談しやすい体制をつくり、一人ひとりの状況に応じた支援や国、県が実施する支援や事業につなげることが大切です。 ○悩みを抱える若者が気軽に集える居場所の検討が必要です。
(2) ひきこもりへの支援 ○ひきこもりの背景や要因は多種多様であり、個人の問題だけではなく家族が問題を抱えている場合もあるため、世帯全体を支えられる支援体制の構築が必要です。 ○ひきこもりの事例は表面に出づらく、公的機関や専門機関につながらない場合があるため、地域住民の情報提供が大きな役割を担うことがあります。 ○社会とのつながりの一歩として、居場所の検討が必要です。

(3) 生活困窮者への支援
○相談者の生活全体を支えるために関係機関での相談・支援体制が必要です。 ○就労につながるように協力企業を増やす取り組みが必要です。

基本目標2. とともに支え合う地域づくり

1 福祉を支える担い手の育成
(1) 地域で活動する団体との連携
○支援者と支援される側の双方の自助と共助についての理解が必要です。本人、家族の役割を明確化してからの支援が必要と考えます。 ○地域の課題解決のために関係機関とネットワークづくりを進め、情報共有や連携を強化することが必要です。
(2) 地域福祉の担い手の育成
○元気な高齢者は地域福祉の担い手としての活躍が期待されています。豊かな知識や経験、技術を生かすことができる場の創出が必要です。 ○多くの人が担い手としての活動に参加できるよう、ボランティア活動の周知・啓発を行うことが必要です。

2 支え合う地域づくり
(1) 住民支え合い活動の推進
○日本各地で発生する大規模な自然災害により、防災に対する関心が高まっています。村では高齢者世帯が増加しており、非常時における地域のコミュニティに期待される役割は大きくなっています。非常時の支え合いを円滑に行うためには、地域住民同士の日常のつながりが欠かせません。日常のつながりを活性化するために、住民が気軽に集う場所や機会が必要であり、また住民がそれぞれの場に参加する意識の向上を図らなければなりません。 ○災害時要援護者台帳は高齢者世帯の登録は進んでいますが、障がい者や特定疾患等の登録が進んでいません。また、高齢者世帯の中にも新規登録及び更新ができていない世帯があります。住民の台帳登録への理解を深める取り組みも必要です。

(2) 防犯・見守り体制の充実
○振り込め詐欺の手口が高度化するなど、犯罪が多様化しています。住民の犯罪に対する知識の不十分さ等の要因により、知らないうちに犯罪に巻き込まれてしまう危険性が高まっています。 ○今後、高齢化や世帯人員の減少、空き家の増加等により、地域の犯罪防止機能の低下が懸念されることから、より一層、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。
(3) ボランティア活動の支援
○地域の中で多岐にわたる問題の解決には、公的なサービスのほかに、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人等の活動が重要な役割を担っています。支え合いや助け合いといった福祉の考え方の啓発を行い、ボランティア活動を希望する人の育成・確保が必要です。

基本目標 3. バリアフリーの地域づくり

Ⅰ 環境のバリアフリーの推進
(1) 施設のバリアフリーの推進
○年齢、障がいの有無、性別、国籍、人種等にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったむらづくりが求められています。 ○公共施設だけでなく、生活環境全般にわたり、民間の公共的施設についても利用しやすいように整備を働きかける必要があります。誰もが快適に生活できる環境を整えることは、住民全体にも関わる課題であることを啓発していくことも必要です。
(2) 交通のバリアフリーの推進
○高齢者に対する免許証の自主返納を促進する取り組みを進めます。また、高齢者を含む交通弱者に対する交通網の整備がより一層求められています。

2 こころのバリアフリーの推進
(1) こころのバリアフリーの推進
○障がい者や高齢者、外国人などバリア（障がい）を感じている人に対する理解を深め、互いに尊重し合うことが大切であり、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こす必要があります。 ○こころのバリアフリーを推進するためには、福祉に関する学習機会が必要です。特に、教育の基礎である学校教育では、学校の教育活動全体を通じて社会福祉の目的や制度、実態や問題点等についての福祉体験を通じて、福祉の心の醸成を促すことが求められています。 ○地域においては、子どもと高齢者の世代間交流、障がい者とのふれあいが自然に行われ、身近な地域福祉行動へとつながる取り組みが必要です。
(2) 男女共同参画による福祉活動の推進
○関係機関と連携、情報共有し相談体制・支援体制を強化する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

住民一人ひとりの健康寿命の延伸と予防を重視した健康づくりを推進するとともに、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉・医療・介護体制の充実、子育てを村全体で応援する体制の充実を図るため、大桑村総合計画では福祉分野の目標を次のとおり定めています。



この目標を、本計画の基本理念に置いて、目指すべき基本目標を定め地域福祉を推進します。

2 基本目標

基本目標1 一人ひとりを支える地域づくり

各個別計画※に基づき、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスを提供し、福祉サービスに関する情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、保健・福祉・医療、及び他機関等と連携したネットワークを活用し、住民の福祉資源の活用をサポートし、地域が一体となり協働して一人ひとりを支える地域づくりを目指します。

全国的に医師等の医療従事者が不足する中、地域の医療体制の維持と適切な医療サービスへのアクセスを確保し、早期の健康問題の発見と対応を図ります。また、遠隔診療など新たな手段も検討します。

住民の健康意識を高めるために、健康教室や啓発活動を通じて健康づくりの重要性を伝えることが必要です。

基本目標2 とともに支え合う地域づくり

住民が互いの価値を認め合い、地域で互いに支え合って、安全・安心な暮らしを維持していける地域づくりを進めるため、地域住民、ボランティア等と連携・融合して要援護者の見守り、障がい者の支援等を行う、ともに支え合う地域づくりを推進します。また、地域における人材の発掘や育成に努め、住民自らが積極的、主体的に活動できる環境づくりに努めます。

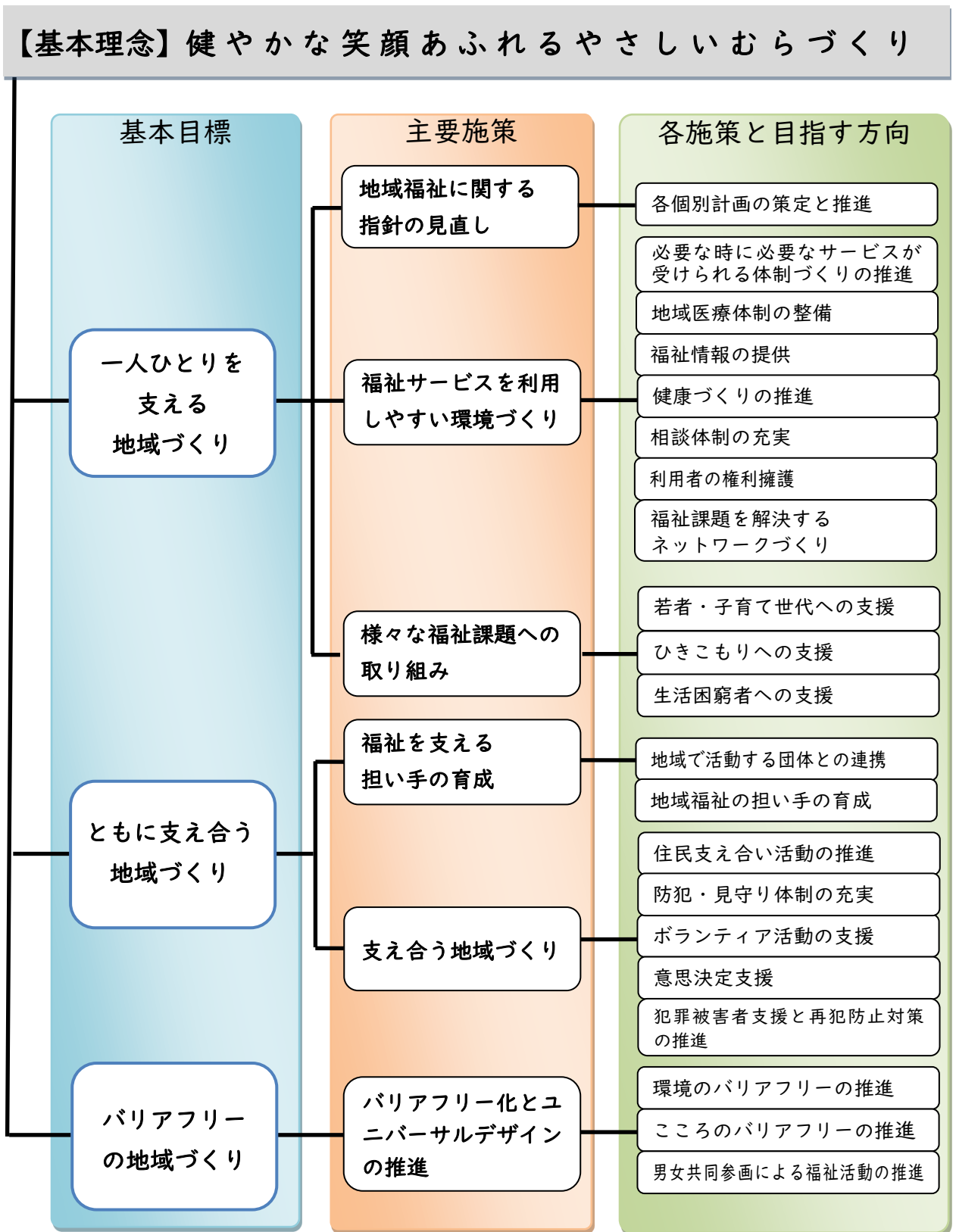
基本目標3 バリアフリーの地域づくり

地域で安心した生活を送るため、環境もこころもバリアフリーの地域づくりを進めます。また、福祉に関する学習の推進や男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進め、地域福祉の醸成に努めます。

※個別計画

高齢者保健福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画、健康増進栄養計画、母子保健計画、自殺対策計画、子ども・子育て支援事業計画等のこと。

3 計画の体系



第4章 目標達成に向けた取り組みの推進

基本目標Ⅰ 一人ひとりを支える地域づくり

Ⅰ 地域福祉に関する指針の見直し

(Ⅰ) 各個別計画の策定と推進

高齢者保健福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、母子保健計画、健康増進栄養計画、自殺対策計画、子ども・子育て支援事業計画など、福祉にかかわる各個別計画の策定を関係機関等と協働して推進するとともに、各計画を広く住民に周知し、普及・啓発を行います。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 村が策定する計画に関心を持ち、自身の生活と関連づけて考えます。
地域（互助）	・ 公募される審議会等に誘い合って参加します。
社協（共助）	・ 制度の変更や社会情勢の変化を受け、地域福祉計画と一体的に地域福祉活動計画を策定します。 ・ 各個別計画の目標を実現するため、地域において地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動計画を、関係団体等とともに策定します。
村（公助）	・ 制度の変更や社会情勢の変化により、各計画の見直しを図ります。 ・ 各計画の策定にあたっては住民の意見を反映するよう努めます。また、住民からの意見を聞くためにSNS等を活用したオンラインでの方法も検討します。 ・ 各計画を広く住民に周知し、普及・啓発を行います。

2 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりの推進

住民が自分に適した福祉サービスを選択し、安心して利用できるよう、関係機関が一体となり総合的な相談体制・情報提供体制を整備します。

公的サービスだけでなく、民間サービスを充実し、民間サービス事業者との連携を図ります。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 様々な地域の課題を他人事とは思わずに、常に自分とかわわっている課題として捉えます。
地域（互助）	・ 地域住民による互助も重要な社会資源のひとつという意識をもち、地域での課題に皆で取り組みます。
社協（共助）	・ 個別ケースへの支援を通じて、関係団体や地域住民が参加する地域ネットワークの形成を図ります。 ・ 定期的に開催される地域包括ケア会議※などに向けて、地域課題の把握に努めます。 ・ 地域包括ケア会議で共有された地域課題に対する啓発及び福祉教育の実施に努めます。
村（公助）	・ 地域包括ケア会議や健康増進会議、関係者との支援会議などを開催します。 ・ 多職種での情報交換を綿密に行うなど連携をとり、包括的に支援していく体制づくりを推進します。 ・ デイサービスセンターなど福祉施設が老朽化する中、施設のあり方や運営方法などについて検討を進めます。

※地域包括ケア会議

地域包括ケアシステム（住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい、医療・介護、予防・生活支援が一体的、体系的に提供する仕組み）の実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図り、①地域課題の把握、②地域づくり・資源開発、③施策化などを行います。

（２）地域医療体制の整備

全国的に医師や医療従事者の確保が難しくなるなか郡内、県内外の医療機関との連携を深め、住民が安心して医療を受けられるよう、県や木曽広域圏と協働し、医師を始めとする医療従事者の確保、救急医療等の機能維持、遠隔診療など新たな地域医療体制の構築に努めます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によって経験した様々な予防対策を活かし、感染症についての迅速な情報提供とワクチン接種などの予防対策が取れるよう努めます。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・適切な受診で重症化を予防します。 ・感染症を未然に防ぐため、定期的な予防接種に努めます。
地域（互助）	・ひとり暮らしの高齢者などに積極的に声をかけ、健康状態を確認する見守り活動などを行い、急病や事故等を早期に発見できる体制整備を図ります。
社協（共助）	・医療機関、ケアマネジャー、福祉施設などと協力し、住民が必要とする医療・福祉サービスをスムーズに受けられるよう支援します。
村（公助）	・適切な医療受診についての普及・啓発を行います。 ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の流行予防のため、感染対策の広報・啓発やワクチン接種体制を整備します。 ・医療従事者不足を解消するための広域的な連携体制の充実や遠隔診療など新たな医療体制の構築を図ります。 ・郡内町村、郡医師会、郡歯科医師会との連携や岐阜県中津川市を含めた広域的連携の強化と医療体制の整備を進めます。 ・村内医療機関が継続できるよう支援に取り組みます。

（３）福祉情報の提供

広報、ホームページ、大桑村公式ＬＩＮＥ、大桑チャンネル、音声告知放送等を利用した情報提供を行います。

また、大きい文字を用い、ルビ標記を行うなど、情報の分かりやすさに配慮します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・広報や回覧などに目を通し、積極的に情報を収集します。 ・日頃から自らの健康づくりに関心を持ち、健康づくりに取り組みます。
地域（互助）	・地域の中で支援を必要としている人を把握し、必要な情報を伝える手助けをします。 ・地域で行われている活動に関心を持ち、誘い合って参加します。
社協（共助）	・「社協だよりおおくわ」を定期的に発行し、社協で実施する事業の利用促進を図ります。地域福祉活動等の様子を掲載することで、活動の広報・周知を行います。 ・地域福祉活動に関する回覧等をこまめに発行し、福祉に関する情報が届きやすくします。また、ホームページやFacebook等のSNSを活用し、イベントや活動紹介など地域福祉活動に関する情報発信を行います。
村（公助）	・広報、ホームページ、大桑村公式ＬＩＮＥ、大桑チャンネル、音声告知放送等を利用した情報提供を行います。 ・求めているサービスの内容がわかるよう、各サービスの一覧を適宜更新します。 ・福祉医療助成費、すこやか子育て応援事業等、経済支援の周知を図ります。

(4) 健康づくりの推進

ゴールデンシュエ運動[※]やご当地体操を活用した運動習慣化をはじめ、食生活の改善やたばこ・アルコール対策、口腔内の健康づくりなど、健全な生活習慣の確立に向けた健康づくり活動を促進します。

さらに、受診率の向上を目指し広報、啓発活動を行い健診の必要性を伝え、がん検診や特定健診・特定保健指導等を実施します。

乳幼児健診など各種母子保健事業の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

母子手帳アプリ「母子モ」[※]の普及を進め、母子保健の情報などをアプリを通じて確認できるようにするなど活用方法を検討し、より利用しやすいものになるよう推進します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 健全な生活習慣の確立と生活習慣病の予防に努めます。 ・ 健診・歯科健診等の積極的な受診に努めます。 ・ 健康にかかわる様々な知識の習得に努めます。
地域（互助）	・ 健康づくりに関する教室等に誘い合って参加します。 ・ 地域住民同士が協力して困っている親がいないか情報共有し、孤立しがちな母親等への支援につなげます。
社協（共助）	・ 健康づくりに関するイベント等を企画・支援し、住民の健康意識の醸成を図ります。 ・ 地域の母親同士が情報交換や悩みを共有できる場を提供します。育児に関する情報やアドバイスをを得る機会をつくり、孤立感を減らすための活動を図ります。
村（公助）	・ 健康増進栄養計画のもと、健康教室の開催やゴールデンシュエ運動の取り組み等、健康づくりに関する啓発活動等を推進します。 ・ がん検診や特定健診・特定保健指導等を実施し受診率の向上に努めます。 ・ 子育て世代包括支援センターで妊娠期から思春期までの継続した保健指導を実施します。 ・ 乳幼児健診、子宮がん・乳がん検診等の継続実施に努めます。

※ゴールデンシュー運動

昭和 50 年代、循環器系にかかわる病気の予防対策として、運動づくり事業の一環として取り入れた歩け歩け運動。1 人で、あるいはグループで、自分の意志のままに体力に応じて歩く。その結果、自分の健康が増進される。自分の健康は自分で守る、という運動のこと。

※母子モ

スマホ等で利用できるサービスで、妊娠経過と子どもの健康データの記録や予防接種、健診のスケジュール管理、村からの母子保健事業に関する通知の受取など、便利な機能が充実しています。

（５）相談体制の充実

多様化・複雑化した相談に対応できるよう、庁内を始め関係機関、専門家との連携を強化します。また、相談窓口の積極的な広報を行うとともに、福祉相談の充実を図ります。

また、５年ごとに自殺対策計画の策定を行い、年間の自殺者数０人を目標に自殺対策を支える人材の育成、啓発と周知を図ります。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 困りごとや心配なことがある場合には、ひとりで悩まずに相談機関を活用します。
地域（互助）	・ 地域住民同士で悩みごとを相談できる関係づくりに努めます。 ・ 周りにいる人を気かけ、悩みを抱えている人には相談窓口などを情報提供します。
社協（共助）	・ 福祉相談（なんでも相談・もの忘れ相談）の充実を図り、初期相談と適切な支援機関等への紹介を行います。 ・ 住民や地域からの相談を随時受け付けます。個人情報の保護に留意しながら、必要に応じて専門機関等への情報提供を迅速に行います。 ・ 家族介護者や生活困窮者のストレス把握を行い、早期介入や専門機関等への紹介等を行います。
村（公助）	・ 多様化・複雑化した相談に対応できるよう、庁内を始め関係機関や専門家との連携を強化します。 ・ 相談窓口を住民にわかりやすく周知します。 ・ SNSなどを活用しオンラインでの相談事業を検討します。 ・ 心の健康支援として、中学３年生を対象に「ＳＯＳの出し方講座」を実施し、ストレスの発散法や相談先の紹介を行います。

（６）利用者の権利擁護

住民一人ひとりの権利が守られ、地域で安心して暮らしていけるよう、虐待防止ネットワーク会議を開催します。また、「なんでも相談」等専門家に相談できる体制を整備します。

認知症等により判断能力の低下が認められる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為につなげるため、成年後見制度等を視野に入れた手続き等の支援をします。

身寄りがなく成年後見制度の申立てができない場合などに、村が後見開始などの審査請求を行います。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 権利擁護の学習会に積極的に参加し、権利擁護について理解を深めます。
地域（互助）	・ 地域住民同士がつながりあうことで、孤立を生まない地域を目指します。 ・ 身近に虐待の事例などを見たり聞いたりした場合、関係機関に情報提供をします。
社協（共助）	・ 日常生活自立支援事業（県社協）を受託運営し、福祉サービスの利用援助を行います。また、生活福祉資金貸付事業（県社協）を受託運営し、資金貸付（低利又は無利子）と必要な相談・支援により、支援を必要とする世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進に努めます。 ・ 著しい判断力の低下等により、その権利・財産の保護が必要となる場合には、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、関係機関と連携して市民後見人の養成を行います。
村（公助）	・ 虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関と支援体制の共有を図ります。 ・ 相談窓口を広く周知します。 ・ 成年後見支援センターを設置します。

（７）福祉課題を解決するネットワークづくり

個別の課題から地域課題を見つけ出し、解決に向けての地域ケア会議、支援会議などを開催します。

学習会等を開催し、住民の地域活動への参加促進につながる取り組みを実施します。また、課題解決を図る職員の資質向上のための職員研修を実施します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 地域の活動・学習会等に積極的に参加します。
地域（互助）	・ 日頃のお付き合いを通じて、地域及び組織内での結びつきを強めます。 ・ 地域の中でお互いに協力や分担できることを話し合います。
社協（共助）	・ 地域福祉活動に関わる住民（民生児童委員等）と保健・医療・福祉専門職との連携を高めるため、個別ケア会議、支援会議を定期的に開催し、地域課題の把握に努めます。 ・ 地域課題の解決に向けた住民座談会等を開催し、様々な主体の参加する地域ネットワークの形成に努めます。
村（公助）	・ 医療・介護・福祉分野の関係機関と課題の共有、連携ができるよう個別ケア会議、支援会議などを開催します。 ・ 重点課題の実態把握のための訪問・調査を実施します。 ・ 学習会等を開催し、住民の地域活動への参加促進につながる取り組みを実施します。 ・ 課題解決を図る職員の資質向上のための職員研修を実施します。

3 様々な福祉課題への取り組み

(1) 若者・子育て世代への支援

妊娠期から子どもが18歳になるまでの妊娠・子育て期を切れ目なく支援できるよう、子育て世代包括支援センターによる相談を行います。

子育て世代や若者などの活動団体への支援を行います。また、ジョブカフェ信州※、若者サポートセンター※等の若者への支援に対する情報提供を積極的に行います。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・地域に住む若者や子育て世代との交流の機会に参加します。
地域（互助）	・学校の登下校時の見守りや声掛けを行います。 ・身近に子どもに関する問題で悩んでいる人を見かけた場合は、手助けし、関係機関に情報提供します。
社協（共助）	・村の資源を活用した様々な体験を通して世代間交流できる場づくりを、若者・子育て世代と一緒に考えていきます。 ・子どもの遊びの支援を行うボランティア団体の組織化を行います。 ・子どもの異年齢間の交流や視野を広げるための「なんでも体験わくわく隊」の活動を継続します。
村（公助）	・子育てに関する学習会を開催し、人材育成に取り組みます。 ・子育て世代や若者などの活動団体への支援を行います。 ・悩みを抱える若者や子育て世代、子どもから高齢者が気軽に集える居場所の整備を検討します。 ・子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、子育て期の切れ目ない支援や子育てに関する相談体制の充実を図ります。

※ジョブカフェ信州

県が行っている若者のための就労支援センターです。本部は松本市にありますが、県内各地で出前講座や出張相談などを実施し、県内全ての若者をサポートしています。

※若者サポートセンター

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行う施設です。厚生労働省からの委託事業のため無料で利用でき、県内では長野市、上田市、塩尻市の3か所にあります。

(2) ひきこもりへの支援

多様化・複雑化した相談に対応できるよう、関係機関や専門家との連携を図ります。また、現状把握のため、民生児童委員協議会などの各種機関との連携を引き続き図ります。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・地域の行事などに参加し、社会との関わりを持ちます。
地域（互助）	・日常的に声がけを行うなど、さりげない見守りを行います。 ・地域に引きこもりがちな人がいる場合には、関係機関への連絡や相談をします。
社協（共助）	・相談窓口に関する情報発信を行います。 ・地域住民に対する「ひきこもりに関する理解と支援について」啓発活動を行います。 ・世帯全体を支えるために多機関連携を図ります。 ・村と連携し日中一時支援事業の実施を検討し、居場所の提供と家族支援を行います。
村（公助）	・要支援者の現状把握のため、民生児童委員協議会などの各種機関との連携をとり対応を図ります。 ・多様化・複雑化した相談に対応できるよう、関係機関や専門家との連携を強化します。 ・活躍できる場や交流できる場について検討します。

（３）生活困窮者への支援

生活困窮者の生活の安定と自立の促進にむけ、木曽保健福祉事務所や、生活就労支援センターまいさぼ木曽※、民生児童委員等との連携のもと、実態を的確に把握し、適切な相談・指導や生活保護制度に関する周知・啓発等に努めます。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・困りごとがあったら、親しい人や地域の人、民生児童委員などに相談します。
地域（互助）	・地域において困りごとを抱える人の早期発見を目指し、社会的孤立を防ぐため、声かけや見守りを行い、関係機関の窓口につながります。 ・「困ったときはお互い様」の相互関係を大切にして、社会的弱者を排除しない地域づくりを目指します。
社協（共助）	・相談窓口としての情報提供を行い、生活就労支援センターまいさぼ木曽との連携を図ります。 ・民生金庫や生活福祉資金の情報提供を行います。 ・支援調整会議の活用を行い地域に不足している社会資源を地域全体の問題として、地域住民と協働し学習する福祉教育の充実を図ります。 ・住民、専門職それぞれができることを確認し理解する体制づくりを目指します。
村（公助）	・関係機関と協力した相談体制の充実を図り必要な支援につなげます。 ・生活就労支援センターまいさぼと連携し必要な支援を行います。

※生活就労支援センターまいさぼ木曽

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個人の状態にあった自立支援計画を作成し、必要なサービスの提供や就労支援等を行う自立相談支援機関です。

基本目標 2 とともに支え合う地域づくり

Ⅰ 福祉を支える担い手の育成

(1) 地域で活動する団体との連携

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生児童委員会や各種福祉団体、ボランティア団体、NPO法人等の活動支援に努めます。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 日頃から地域の課題を意識し、村内の各種団体の活動やボランティア活動などに参加します。
地域（互助）	・ 日常的なつながりのなかで、福祉サービスの利用に結びついていない人がいたときは、関係機関に相談や連絡をします。 ・ 地域における課題解決に向けて、地域住民、民生児童委員などと連携をとり、様々な立場から支援を行う体制を目指します。
社協（共助）	・ 座談会等を通じて地域課題の発見・把握に努めます。 ・ 地域の社会資源の発見と情報収集を行います。 ・ 地域で活躍する団体や関係機関と協力して課題解決に努めます。 ・ 多世代の相談に応じ、関係機関と連携をしながら、解決に結びつけられるように、地域ネットワークの形成に努めます。
村（公助）	・ 各種事業における関係団体等への支援を行い、協働して地域福祉の推進に取り組みます。 ・ 個別ケア会議、支援会議等を通じた連携体制を構築します。 ・ 民生児童委員会が活動しやすくなるよう支援します。 ・ 村内の各種団体と連携・支援を図り、村内の福祉資源のさらなる活用を推進します。 ・ 関係機関との幅広い地域ネットワーク形成に努めます。

（２）地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等を行い、住民一人ひとりの福祉意識の高揚及び福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保に努めます。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・自分の住んでいる地域の人を気にかけて、声掛けしたりするなど、地域福祉の担い手としての意識を高めます。 ・福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えます。
地域（互助）	・住民が地域の活動に参加しやすいように、情報を提供し、参加を促します。
社協（共助）	・世代を問わず、住民が自分の得意分野を活かして地域の担い手となるよう人材の発見・発掘に努めます。 ・多様化する生活課題に対応するため、担い手養成の研修会を企画します。研修後には活躍できる場の確保につなげるなど活動支援を継続します。
村（公助）	・社会福祉協議会と連携したボランティア育成事業を実施します。 ・意欲のある人たちを福祉活動につなげられるよう社協の活動を支援します。 ・地域福祉コーディネーター※研修会やゲートキーパー※養成研修など研修会を開催し、担い手の育成に努めます。 ・高齢者は地域福祉の担い手としての活躍が期待されており、豊かな知識や経験、技術を生かすことができる場の創出を図ります。 ・県が実施するシニア大学への参加を支援します。

※地域福祉コーディネーター

地域住民のニーズを把握し、支援が必要な人に寄り添い、関係機関へのつなぎや、住民が主体的に課題解決を行う際の資源開発・活用支援等を行う人のことです。

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

2 支え合う地域づくり

(1) 住民支え合い活動の推進

人口減少、少子高齢化が年々進んでおり、地域での見守りや支え合い活動の重要性が高まっています。お互いが支え合う地域共生社会の実現に向けての取り組みが求められています。また、日本各地で発生する大規模な自然災害により、防災に対する関心が高まっています。本村では高齢者世帯が増加しており、非常時における地域のコミュニティに期待される役割は大きくなっています。

住民の心構えや情報共有に向け、地域の支え合いや助け合いが円滑にできるよう災害時住民支え合い講座を開催します。また、要援護者台帳への登録推奨を行い、台帳の整備に努めます。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・災害発生時はテレビやラジオなどで積極的に避難情報を収集し、自分の命は自分で守る意識をもちます。 ・災害時の避難場所や避難方法などを日頃から家族など身近な人と共有します。
地域（互助）	・消防団等の関係団体や住民相互の協力により、防災・減災のための活動を行います。 ・要援護者を把握し、地域内で情報を共有します。 ・日頃のお付き合いを通じ、地域及び組織内での結びつきを強めます。
社協（共助）	・住民同士が気軽に交流し合える居場所づくりなどの継続的な支援を行い、新たな立ち上げを支援します。 ・高齢者だけでなく、子どもや障がい者を含めた「全ての住民」の交流の場を通して、要援護者世帯や災害弱者を把握し、災害時の声掛けや避難行動など支え合いの関係づくりができるよう支援します。 ・災害時住民支え合い講座を開催します。
村（公助）	・高齢者活動団体をはじめ、各地区の自主的な活動を支援します。

（２）防犯・見守り体制の充実

これまでのオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺のほか、スマートフォンの普及に伴ってSNS等による被害が増えています。消防団、防火防犯組合など関係機関との連携強化や情報収集に努め、情報提供や連絡相談体制の充実を図ります。

民生児童委員による相談・訪問を推進するとともに、特殊詐欺等への相談は、担当部署と連携し被害を予防します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 日頃より防犯意識を高め、不審な電話や訪問があった際には関係機関に相談します。 ・ 悪質商法等の被害を未然に防ぐための正しい消費知識の習得に努めます。 ・ 情報リテラシー※の重要性についての意識の醸成を図ります。
地域（互助）	・ 地域で集う機会には情報を共有し、地域一丸となって防犯意識を高めます。 ・ 日頃から地域の人と声を掛け合います。
社協（共助）	・ 住民が集う機会には防犯や詐欺講座、訪問時の声掛けや不審電話等の確認に努めます。 ・ 自分の身は自分で守る意識づくりと地域の安全について考える機会を持ち、見守り体制の構築を支援します。
村（公助）	・ 警察や消防団、防火防犯組合など関係機関との連携強化や情報収集に努め、住民への情報提供や連絡相談体制の充実を図ります。 ・ 民生児童委員による相談・訪問を推進します。 ・ ゲートキーパーの養成研修を行います。

※情報リテラシー

主にインターネットサイトなどで発信されている情報を、適切に判断して意図や意味を読み取ること。また、自分の考えを発信できるスキルのこと。

(3) ボランティア活動の支援

ボランティア活動を行う団体等が減る中、ボランティア団体の抱える課題を把握し、人材の育成・確保など適切な支援を行います。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ ボランティア活動や地域活動について、自分ができるときに参加します。
地域（互助）	・ 地域行事など人が集う場所に、家族や近所の人を誘って参加します。
社協（共助）	・ 多様なボランティア団体の活動内容の把握、地域活動につながるような関係構築に向け、多くの住民に周知してもらえる仕組みを整えます。 ・ ボランティア活動を希望する住民への情報提供や活動内容の相談対応、活動先や関係団体との連携、コーディネートを行います。 ・ 高齢者・障がい者、その他地域活動などへの理解を深めるため、小中学生への福祉教育を行います。
村（公助）	・ 大桑村生活支援サービス事業「地域ささえ隊」の活動を支援します。 ・ ボランティア団体の抱える課題を把握し、連携しながら適切な支援を行います。

（４）意思決定支援

認知機能の低下などにより意思決定の難しい人が可能な限り日常生活や社会生活に関して自ら意思決定できるよう支援します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・意思決定の難しい人が自分自身の意思を表明できるように、その意見や選択を尊重し、理解します。
地域（互助）	・地域の行事やボランティア活動などに意思決定の難しい人を積極的に招き、社会参加を促進することで意思決定の支援につなげます。
社協（共助）	・意思決定の難しい人が自分の意思を決定する際に必要なサポートを受けられるよう、成年後見支援センターを設置し、相談窓口を設けるなど支援を行います。
村（公助）	・意思決定の難しい人の意思決定支援についての講座の実施やパンフレット等を配布し、村全体で意思決定支援の意識を高める啓発活動を図ります。 ・成年後見支援センターを設置し、必要なサポートを行います。

（５）犯罪被害者支援と再犯防止対策の推進

令和６年度に犯罪被害者等支援条例を制定しました。今後住民への周知を広げ、犯罪被害者やその家族などが早期に回復し、日常生活を再建できるよう、また二次被害を受けないよう支援体制を整えます。また近年、刑法犯検挙率は減少傾向となっていますが、検挙者数に占める再犯件数は増加傾向となっています。住民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、再犯を防止することはとても重要です。

一方、社会復帰した人を地域で孤立させないための支援も重要なことです。再犯防止の推進に向けて、村、地域、関係機関などの連携強化に取り組み、犯罪をした人に寄り添いながら社会復帰を支援します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・身近な人が問題を抱えている場合、村や関係機関へ情報を提供します。
地域（互助）	・地域の防犯活動を実施し、定期的にパトロールを行うことで、犯罪を未然に防ぎます。
社協（共助）	・再犯を防ぐためには、犯罪をした人が地域社会とつながりを持つことが重要です。地域の人々との交流を促進し、孤立を防ぐ活動を支援します。
村（公助）	・再犯防止施策を推進するため、就労や居住などの犯罪をした者の抱える課題や今後の取り組みを関係機関と検討します。 ・村内企業と協力し、犯罪をした人の就労・住居の確保を支援します。 ・保護司※制度の維持のため、住民や関係機関などへ広報活動を行い、人材を確保します。 ・関係機関と連携し、犯罪被害者などが必要とする各種制度、医療・福祉サービスに係る情報の提供を図り、必要な支援につなげます。 ・犯罪被害者等支援条例を基本に被害者等への必要な支援を行います。

※保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰したとき、円滑に社会生活ができるよう、住居や就業先などの生活環境の調整や相談を行います。

基本目標3 バリアフリーの地域づくり

Ⅰ バリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

(1) 環境のバリアフリーの推進

誰もが利用しやすい公共施設や公共交通となるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを意識し取り組みます。また、高齢者や障がい者宅のバリアフリー改修を支援します。

免許証返納者など移動が困難な人への支援や福祉タクシー、福祉有償運送事業等、移動確保に関する支援事業の充実を図ります。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・障がい者、高齢者、子ども、妊産婦などの目線に立ち、ユニバーサルデザイン※やバリアフリーへの理解を深めます。 ・使いやすい施設や設備は譲り合って利用します。 ・路上駐車など通行の妨げになる行為をなくします。 ・運転免許を返納する前から地域公共交通等を積極的に利用します。
地域（互助）	・使いにくい設備などをそのままにせず、その解決に向けてどのような工夫ができるのか住民同士で話し合い、村や関係機関に相談します。 ・地域で事故が起きやすい危険な場所を共有します。
社協（共助）	・ユニバーサルデザインやバリアフリーへの周知・啓発活動を推進します。 ・最新の福祉機器等に関する情報提供に努めます。 ・地域で開催される住民座談会等で、バリアフリーに関する地域課題の把握に努めます。 ・福祉車両貸出事業や福祉有償運送事業など、高齢者や障がい者への適時適切な交通手段を確保します。 ・運転免許の更新に合わせた個別ケースの相談に積極的に応じ、公共交通機関の利用促進に努めます。

主体	役割（できること）
村（公助）	・ 公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・ 高齢者や障がい者宅のバリアフリー改修を支援します。 ・ 高齢者の運転免許返納に関する相談支援体制の充実を図ります。 ・ 住民の利便性に配慮した公共交通機関を運行します。 ・ 福祉タクシーや福祉有償運送事業、ボランティアによる移動支援や同行援助の充実など移動確保に関する支援事業の充実を図ります。 ・ 信州パーキング・パーミット制度※の利用促進を図るため、周知・啓発活動を行います。

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように設計・設置することやそのプロセス。すべての人のためのデザイン。

※信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画の適正な利用を促進するため、障がいのある人や高齢の人、妊産婦の人など歩行が困難な人に県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

（２）こころのバリアフリーの推進

こころのバリアフリーとは、ノーマライゼーション※の理念に基づき、バリアを感じている人に対する理解を深め、互いに尊重し合うことです。

差別解消に向けた初期相談に応じます。また、小中学校の福祉授業への支援やわくわく隊への支援を通し福祉活動の実施を支援します。

住民に対する啓発活動を実施するとともに、ヘルプマーク※の周知・啓発活動を推進します。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・個人を尊重しながら地域活動に参加します。 ・年齢や性別、障がいなどを理由とする差別の解消や、合理的配慮について理解を深めます。
地域（互助）	・障がい者、高齢者、子どもなど、誰もが参加しやすい行事の企画を目指します。
社協（共助）	・わくわく隊等の活動を通じて福祉教育を行います。 ・福祉体験学習やボランティア等を積極的に受け入れ、障がい者や高齢者の理解を促進します。 ・障がい者、高齢者、子どもなど、誰もが参加しやすい行事の企画への支援を行います。
村（公助）	・障がい者への差別解消に向けた初期相談に応じます。 ・小中学校の福祉授業への支援を行います。 ・住民に対する啓発活動を実施します。 ・わくわく隊の福祉活動の実施を支援します。 ・ヘルプマークの周知・啓発活動を推進します。

※ノーマライゼーション

高齢者や障がい者について、従来は家庭生活教育、雇用など通常の社会生活の場から施設等に引き離して福祉を図ってきたのを改めて、地域での社会生活に統合した中で福祉が保障されるべきだとする理念。

※ヘルプマーク

義足を使用している人、難病の人、妊娠初期の人など外見から分かりにくくても、災害時や緊急時、日常生活の場で援助や配慮が必要なときに助けを求めやすくするために作成されたマークです。

（３）男女共同参画による福祉活動の推進

本村については特定事業主行動計画※を策定し、一般事業主行動計画※についても村内企業に策定を呼び掛け、男女共同参画社会の形成に努めます。

また、村の審議会・委員会、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけを行うとともに、ＤＶやハラスメント、ヘイト行為などあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実と周知を図ります。

【今後の方向】

主体	役割（できること）
住民（自助）	・ 家庭や職場、地域など自分が属するコミュニティにおいて、互いに尊重する意識を持ちます。
地域（互助）	・ 誰もが主体的に地域活動に参画することを目指します。
社協（共助）	・ 子育てや介護に限らず、様々な家事的役割を「お互い様」の精神で手助けできる関係づくりのために、村と連携して啓発活動を推進します。
村（公助）	・ 講習会や学習の機会を設け、住民への周知・啓発活動を推進します。 ・ 特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育ての両立を図るなど男女共同参画社会の形成に努めます。 ・ 多様な分野における政策・方針決定の場への男女共同参画を進めるため、村の審議会・委員会等への女性の積極的な登用、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行います。 ・ ＤＶやハラスメント、ヘイト行為などのあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実と周知に努めます。

※特定事業主行動計画

地方公共団体等が「特定事業主」として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のために策定する計画。

※一般事業主行動計画

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。

第5章 計画の推進体制

1 計画の普及・啓発

本計画を推進していく上では、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、住民をはじめとする計画に関わる全ての人が共通認識をもつことができるよう、広報おおくわやホームページなどを活用し、広く住民に周知し、計画の普及・啓発を行います。

2 計画の推進及び評価・進行管理

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。また、本計画の実施にあたっては住民が参加し、行政と協働で取り組むことができるよう、住民との意見交換の機会を作ります。

3 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させるためには、行政だけの取り組みだけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な生活課題・福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するNPOやボランティア、関係機関・地域組織、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働を図ります。

(1) 住民、地域組織、ボランティアに期待される役割

地域福祉活動を推進していくためには、地域で生活する住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成するひとりであることを自覚することが大切です。そして、一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を、地域のなかで解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動などに積極的に参加していくことが求められています。

また、地域組織やボランティア団体は、地域ニーズや実情に即した事業を展開

し活力ある地域づくりを推進することが期待されていますが活動を継続するための支援が必要です。

（２）社会福祉事業者に期待される役割

福祉サービスなどを提供する社会福祉事業者については、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供などに取り組むことが求められています。

また、福祉施設などは、ボランティア体験やさまざまな人々との交流など、人材育成の場としての役割が求められるとともに、各サービス事業者間や地域との連携を図り、地域福祉の拠点となることが期待されます。さらに、今後多様化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や福祉のむらづくりへ積極的に参画することが求められています。

（３）民生児童委員の役割

民生児童委員は、身近な地域において、相談や困りごとを抱えた人にさまざまな支援を行い、安心して暮らせるむらづくりを進めるための重要な役割を担っています。高齢化や核家族化がますます進行するなか、今後も増大するさまざまな問題への適切な対応などを行うため、行政や社会福祉協議会、関係諸機関などと連携し、身近な地域における支援活動を行っていくことが期待されています。

（４）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のむらづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、行政と協働して今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体・組織、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

（５）行政の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みが重要な役割を担います。そのため、行政は住民の福祉向上を目指し、福祉施策を総合的に推進していく役割を担います。また、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みへの支援を行うとともに、行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境などの他の分野に係る関係各課との連携を密接にしながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

4 S D G s（持続可能な開発目標）との関連

S D G s（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030年アジェンダ（行動計画）」に基づき、令和12（2030）年を期限として設定された、17の目標で構成される国際目標です。

S D G sの考え方は、「経済・社会・環境」の3つの側面のバランスが取れた持続可能な社会をつくることにあり、総合的な取り組みを推進することが求められます。

国は、平成28（2016）年12月、「S D G s実施指針」を決定し、持続可能で強靱かつ誰一人取り残さない、「経済・社会・環境」の統合的向上が実現された未来を目指しています。

私たちの日々の生活は、国境や地域を超えて密接に関連しており、S D G sの取り組みを進めることは、より良い世界や本村の未来へ向けたむらづくりにつながります。

本計画では、S D G sの視点を取り入れ、計画の各目標とS D G sの17目標を関連付け、国や県をはじめ、多様な関係者と連携しながら、総合的な取り組みを積極的に進めることにより、持続可能なむらづくりを進めていく必要があります。

【S D G s（持続可能な開発目標）の17の目標】



【17 の目標の詳細】

【貧困】



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

【飢餓】



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

【保健】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

【教育】



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

【ジェンダー】



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

【水・衛生】



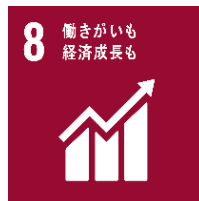
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

【エネルギー】



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

【経済成長と雇用】



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

【インフラ、産業化、イノベーション】



強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

【不平等】



各国内及び各国間の不平等を是正する。

【持続可能な都市】



包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

【持続可能な生産と消費】



持続可能な生産消費形態を確保する。

【気候変動】



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

【海洋資源】



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

【陸上資源】



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

【平和】



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

【実施手段】



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

資料編

I 計画策定経過

時期		内容
令和4年度	12月	第6次大桑村総合計画策定のための 住民アンケート調査
令和6年度	10月31日	第1回大桑村地域福祉計画検討委員会
	11月28日	大桑村地域福祉計画策定に向けた ワークショップの開催
	2月4日	第2回大桑村地域福祉計画検討委員会
	2月17日 ～3月3日	パブリックコメント
	3月28日	第3回大桑村地域福祉計画検討委員会

2 大桑村地域福祉計画検討委員

大桑村地域福祉計画検討委員

(順不同 敬称略)

所 属		氏 名	部 会
1	大桑村社会福祉協議会長	向井 文男	健康栄養
2	大桑村公民館長	大前 信雄	健康栄養
3	大桑村民生児童委員協議会長	高田 隆一	障がい
4	大桑村体育協会会長	大屋 藤和	健康栄養
5	木曾薬剤師会	山瀬 聡	健康栄養
6	大桑村地域ささえ隊代表	桶野 直紀	障がい
7	大桑村保健補導委員会会長	勝野 和子	健康栄養
8	大桑村高齢者活動団体代表	今井 元己	健康栄養
9	介護家族代表	松尾 広美	障がい
10	大桑村手をつなぐ育成会代表	古畑 昌夫	障がい
11	地域活動支援センター利用保護者	池口 ちほ	障がい
12	青空の会	加藤 和子	障がい
13	サンシャインあてら	櫻井 親一	障がい
14	宅幼老所「あがらんしょ」	平中 美幸	障がい
15	障がい者支援センター「ともに」センター長	和木 薫	障がい
16	長野県木曾就労支援センター「まいさぽ木曾」	杉村 信子	障がい
17	主任児童委員	下野 良則	健康栄養
18	在宅看護職 助産師	村上 泰子	健康栄養
19	大桑小学校養護教諭	寺社下 伸子	健康栄養
20	大桑中学校養護教諭	島津 七星	健康栄養

事務局

所属		氏名
1	福祉健康課長	勝野 英一
2	保健係長	藤原 ちよ
3	福祉係	北原 美由季
4	福祉係	漆平 康人
5	福祉係 保健師	千村 希美子
6	福祉係 保健師	金澤 典子
7	福祉係 社会福祉士	中根 達朗
8	保健係 保健師	原 あや香
9	保健係 保健師	林 梨花
10	保健係 栄養士	松尾 竜太
11	保健係	北沢 一馬
12	大桑村社会福祉協議会事務局長	木下 博昭
13	大桑村社会福祉協議会事務局次長	松谷 学
14	認知症コーディネーター	松尾 佳菜
15	生活支援コーディネーター	西尾 智美
16	ほのぼの施設長	大脇 茂晃
17	くわっこ工房主任支援員	寺社下 沙織

3 大桑村地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成15年11月4日告示第63号

改正

平成25年9月11日告示第85号

大桑村地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大桑村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大桑村地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(計画の趣旨)

第2 計画は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定め、福祉サービスの総合的・計画的な推進と地域福祉活動への住民参加の促進を図る地域福祉の総合的な計画とする。

- (1) 福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(任務)

第3 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を審議するとともに、次に掲げる地域福祉計画を構成する個別計画について審議し、計画案を策定するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画に関する事項
- (2) 障害者福祉計画に関する事項
- (3) 健康増進栄養計画に関する事項
- (4) その他、地域福祉計画に属するその他の計画に関する事項

(組織)

第4 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域福祉の推進に意欲を持つ村民
- (2) 民生児童委員
- (3) 社会福祉事業関係者

(4) 学識経験者

(5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第5 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見又は助言を聞くことができる。

(作業部会)

第8 調査、研究及び必要な資料作成のため、委員会に作業部会を設置することができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、委員会に諮り、村長が別に定める。

(庶務)

第9 委員会の庶務は福祉健康課福祉係が行う。

附 則 (平成25年9月11日告示第85号)

大桑村介護保険事業計画・大桑村老人保健福祉計画策定懇話会設置要綱は、廃止する。

大桑村地域福祉計画
大桑村地域福祉活動計画

<発行年月>

令和7年3月

<編集・発行>

大桑村福祉健康課福祉係

〒399-5503 長野県木曽郡大桑村大字長野 880-1

大桑村社会福祉協議会

〒399-5501 長野県木曽郡大桑村大字殿 1014